

郵送による転出届

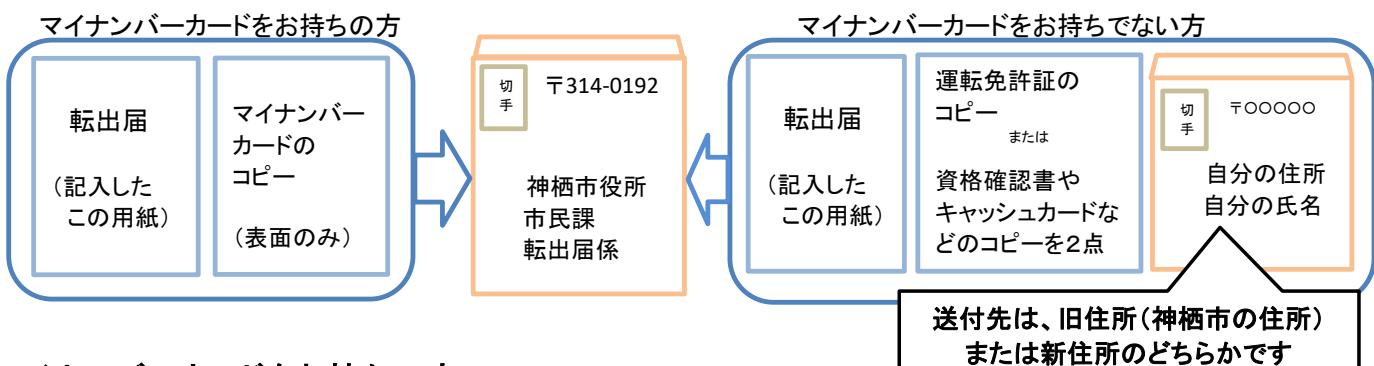
- ・郵送にかかる時間等がありますので、十分に余裕をもってお手続きをお願いします。
- ・記入漏れや、添付書類に不備があると手続きが遅れますのでご注意ください。
- ・郵便局への転居届も忘れずにお願いします。

神栖市長様

届出年月日 令和 年 月 日		氏名(署名) 印		
異動年月日 (新住所地に住み始めた日または予定日) 令和 年 月 日		連絡先 (日中連絡が取れる電話番号) 電話 () 携帯・自宅・勤務先		
旧住所	住所 神栖市 ※アパート・マンション名、部屋番号もご記入ください			
	世帯主氏名			
新住所	住所 ※アパート・マンション名、部屋番号もご記入ください			
	異動した方全員の氏名		生年月日	続柄 マイナンバーカード
1	フリガナ	男 ・ 女	大昭平令 年月日	有・無
2	フリガナ	男 ・ 女	大昭平令 年月日	有・無
3	フリガナ	男 ・ 女	大昭平令 年月日	有・無
4	フリガナ	男 ・ 女	大昭平令 年月日	有・無

郵送転出に必要な書類

- 転出届(この用紙です。記入漏れがないようにご確認ください。)
- 届出人の本人確認書類のコピー : 1点で良いもの…運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど
2点必要なもの…資格確認書、通帳、キャッシュカードなどその他の書類
- 切手を貼った返信用封筒 : 宛名は転出する本人の氏名、送付先は旧住所(神栖市の住所)または
新住所のどちらかをご記入ください。
※マイナンバーカードをお持ちの方は、返信用封筒は不要です。



マイナンバーカードをお持ちの方へ

- ・市役所において転出の手続き後、担当から電話連絡します。
- ・新住所に住み始めてから14日以内に転入手続きをください。
- ・転入手続きが遅れますとマイナンバーカードが失効することがあります。
- ・カードが失効すると、転出証明書(紙)が必要になります。

送付先(お問い合わせ先)

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5
神栖市役所 市民課 総合窓口グループ
電話番号 / 0299-90-1181(直通)